

広島県告示第千七百一十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

三滝本町一丁目三十五地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市西区	三滝本町一丁目			三四〇番 六〇番一七一 六〇番一一八 六〇番一一七 三四二番九	標柱一号 標柱二号及び六号 標柱三号 標柱四号及び五号 標柱七号